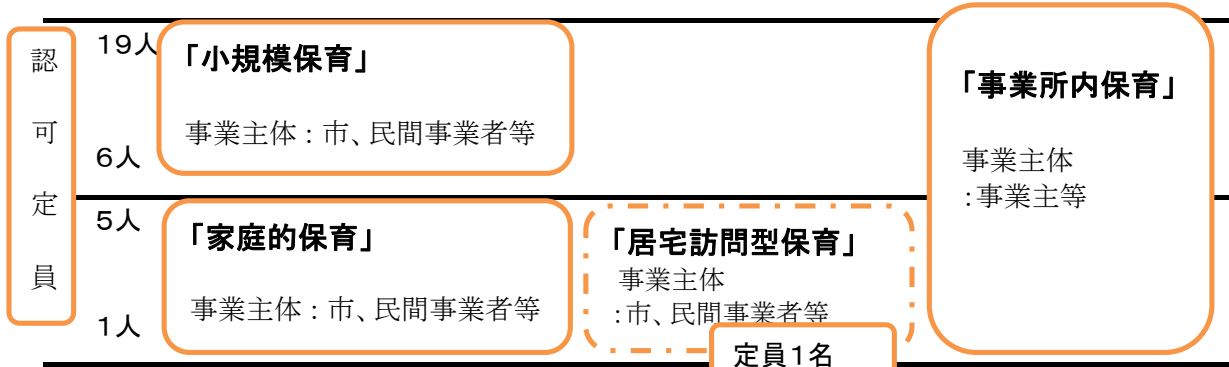


地域における多様な保育ニーズにきめ細かく、質の確保された保育を提供し、子どもの成長を支援するため、新たに市の認可事業として地域型保育事業が創設され、市の条例に基づき公的財政支援の対象となります。

【新制度における地域型保育事業の位置付け】



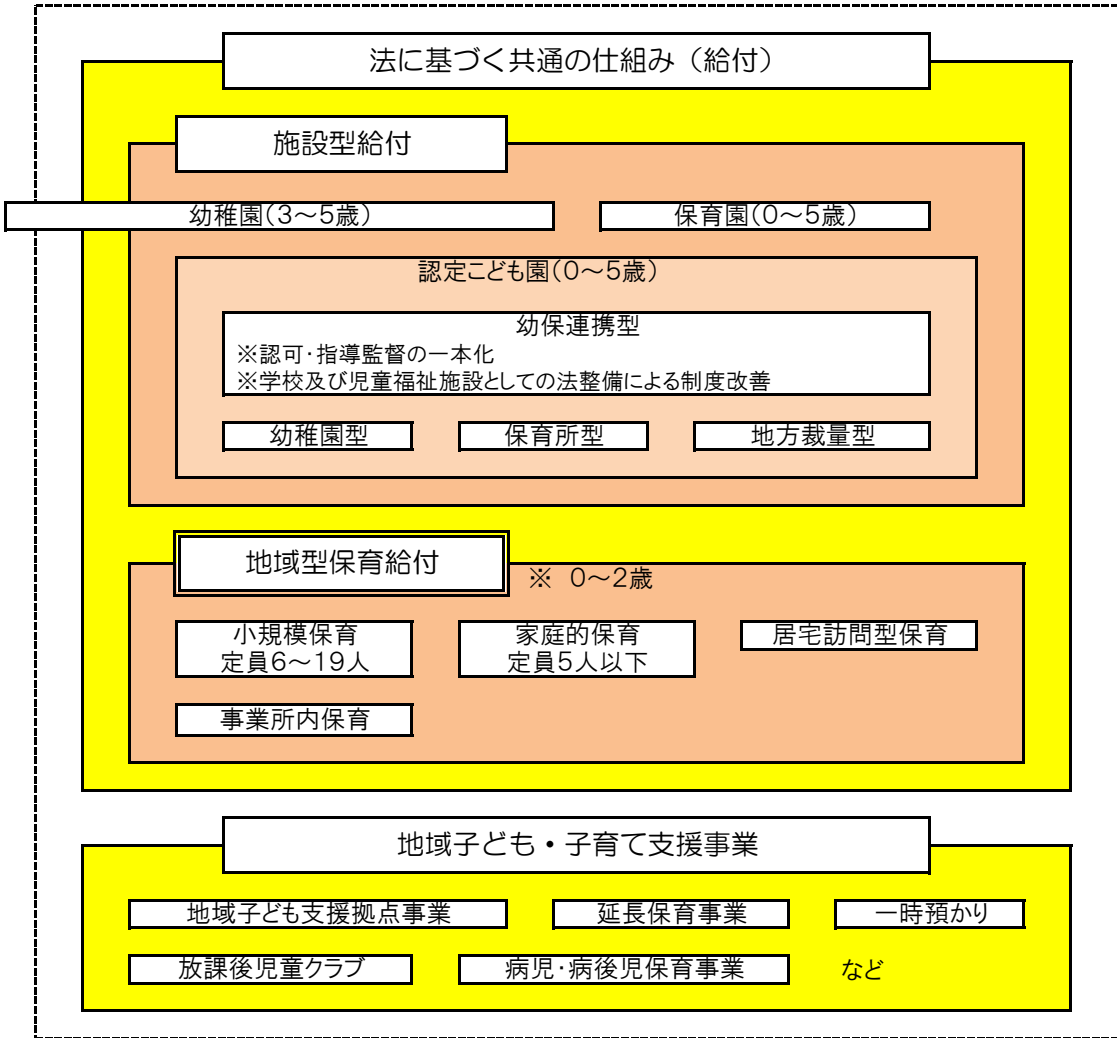
保育の実施場所等

保育者の居宅その他の場所、施設
(右に該当する場所を除く)

保育を必要とする
子どもの居住

事業所の従業員の子ども
+
地域の保育を必要とする
子ども(地域枠)

【子ども・子育て支援法に基づく給付・事業（新制度）の全体像】



◇ 地域型保育事業の認可基準の概要

四日市市保育幼稚園課

項目	保育所	認可外保育施設の 指導監督基準	小規模保育事業			
			A型 (保育所分園に近い)	B型 (A型とC型の中間)	C型 (家庭的保育に近い)	
職員 (従)	職員数	0歳児 3:1 1・2歳児 6:1	0歳児 3:1 1・2歳児 6:1	保育所の配置基準+1名	保育所の配置基準+1名	0～2歳児 3:1 (家庭的保育補助者を置く場合、5:2)
	資格	保育士 ※ 保健師又は看護師の特例有(1人まで)	3分の1以上 保育士 ※ 保健師又は看護師の特例有(1人まで)	保育士 ※ 保健師又は看護師の特例有(1人まで)	3分の2以上 保育士 ※ 保健師又は看護師の特例有(1人まで) ※ 保育士以外には研修実施	家庭的保育者 (+家庭的保育補助者) ※ 市長が行う研修を修了した保育士
設備・面積 (参)	保育室等	0・1歳児 乳児室 1人当たり 1.65㎡ ほふく室 1人当たり 3.3㎡ 2歳児以上 保育室等 1人当たり 1.98㎡	0～2歳児 保育室 1人当たり 1.65㎡ ※0歳児の保育場所は、 幼児の保育を行う場所と区画	0・1歳児 乳児室又はほふく室 1人当たり 3.3㎡ 2歳児 保育室又は遊戯室 1人当たり 1.98㎡	0・1歳児 乳児室又はほふく室 1人当たり 3.3㎡ 2歳児 保育室又は遊戯室 1人当たり 1.98㎡	0～2歳児 乳児室又はほふく室 1人当たり 3.3㎡ 保育室又は遊戯室 1人当たり 3.3㎡
	満2歳以上 屋外遊技場(代替地舎) 1人当たり 3.3㎡	(屋外遊技場は規定なし)	満2歳以上 屋外遊技場(代替地舎)1人当たり 3.3㎡	満2歳以上 屋外遊技場(代替地舎)1人当たり 3.3㎡	満2歳以上 屋外遊技場(代替地舎)1人当たり 3.3㎡	満2歳以上 屋外遊技場(代替地舎)1人当たり 3.3㎡
給食 (参)	給食	自園調理 調理室 調理員	— (家庭からの弁当持参や、 市販の弁当も可)	自園調理 (連携施設等からの搬入可) 調理設備(従) 調理員(従)	自園調理 (連携施設等からの搬入可) 調理設備(従) 調理員(従)	自園調理 (連携施設等からの搬入可) 調理設備(従) 調理員(従)
	※現在、自園調理を行っていない場合、第1期の市事業計画の終期である平成31年度末までの間は、食事の提供や調理員の配置の規定について適用しないことができる。(経過措置)					
嘱託医 (参)	嘱託医	嘱託医	提携医	嘱託医の配置が必要	嘱託医の配置が必要	嘱託医の配置が必要
連携施設 (従)	連携施設	—	—	連携施設の設定が必要	連携施設の設定が必要	連携施設の設定が必要
	※ 第1期の市事業計画の終期(平成31年度末)までの間は、一定の措置を講じた上で、連携施設の設定について求めないことができる。(経過措置)					

項目		家庭的保育事業	居宅訪問型保育事業	事業所内保育事業	
				(利用定員が19人以下の場合) 小規模型事業所内保育事業	(利用定員が20人以上の場合) 保育所型事業所内保育事業
職員(従)	職員数	0～2歳児 3:1 但し、保育する乳幼児数が1人の場合を除き、複数配置とする。 家庭的保育補助者を置く場合 5:2	0～2歳児 1:1	保育所の配置基準+1名	0歳児 3:1 1・2歳児 6:1
	資格	家庭的保育者 (+家庭的保育補助者) ※ 市長が行う研修を修了した保育士	家庭的保育者 ※ 市長が行う研修を修了した保育士	3分の2以上 保育士 ※ 保健師又は看護師の特例有 (1人まで) ※ 保育士以外には研修実施	保育士
設備・面積(参)	保育室等	0～2歳児 1人当たり 3.3㎡	—	0・1歳児 乳児室又はほふく室 1人当たり 3.3 ㎡ 2歳児 保育室又は遊戯室 1人当たり 1.98㎡ 満2歳以上 屋外遊技場(代替地含) 1人当たり 3.3 ㎡	0・1歳児 乳児室 1人当たり 1.65㎡ ほふく室 1人当たり 3.3 ㎡ 2歳児 保育室又は遊戯室 1人当たり 1.98㎡ 満2歳以上 屋外遊技場(代替地含) 1人当たり 3.3 ㎡
		給食 (連携施設等からの搬入可) 調理設備(従) 調理員(従) (3名以下の場合、家庭的保育補助者を置き、調理を担当することが可能) ※現在、自園調理を行っていない場合、第1期の市事業計画の終期である平成31年度末までの間は、食事の提供や調理員の配置の規定について適用しないことができる。(経過措置)	—	自園調理 (連携施設等からの搬入可、社会福祉施設・病院を含む) 調理設備(従) 調理員(従) (連携施設等からの搬入を行う場合不要) ※現在、自園調理を行っていない場合、第1期の市事業計画の終期である平成31年度末までの間は、食事の提供や調理員の配置の規定について適用しないことができる。(経過措置)	自園調理 (連携施設等からの搬入可、社会福祉施設・病院を含む) 調理室(従) 調理員(従) (連携施設等からの搬入を行う場合不要)
嘱託(参)	嘱託医	嘱託医の配置が必要	—	嘱託医の配置が必要	嘱託医の配置が必要
連携施設(従)	連携施設	連携施設の設定が必要	障害等を有する乳幼児に対する保育を行う場合にあっては、適切な専門的な支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ、連携する障害児入所支援施設等を適切に確保すること。	連携施設の設定が必要	連携施設の設定が必要
		※ 第1期の市事業計画の終期(平成31年度末)までの間は、一定の措置を講じた上で、連携施設の設定について求めないことができる。(経過措置)	—	※ 第1期の市事業計画の終期(平成31年度末)までの間は、一定の措置を講じた上で、連携施設の設定について求めないことができる。(経過措置)	—

◇ 地域型保育事業の認可基準（設備及び運営に関する基準）の本市設定分について

〔基準の内容〕家庭的保育、小規模保育及び居宅訪問型保育等における職員の要件について、国と異なる基準を設ける。

省令の内容	区分	基準案
<p>【職員数】</p> <p>○小規模B型</p> <p>○小規模型事業所内保育事業</p> <p>保育士、保育従事者（保育に従事する職員として市町村長が行う研修を修了した者）</p> <p>※1/2以上を保育士とする</p>	従うべき基準	<p>○小規模B型</p> <p>○小規模型事業所内保育事業</p> <p>保育士、保育従事者（保育に従事する職員として市長が行う研修を修了した者）</p> <p>※<u>2/3以上</u>を保育士とする</p>
<p>【職員】</p> <p>○小規模C型</p> <p>家庭的保育者（市町村長が行う研修を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者）</p> <p>（+家庭的保育補助者（市町村長が行う研修を修了した者であって家庭的保育者を補助するもの））</p>		<p>○小規模C型</p> <p>家庭的保育者（<u>市長が行う研修を修了した保育士</u>）</p> <p>（+家庭的保育補助者（市町村長が行う研修を修了した者であって家庭的保育者を補助するもの））</p>
<p>【職員、職員数】</p> <p>○家庭的保育</p> <p>家庭的保育者（市町村長が行う研修を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者）</p>		<p>○家庭的保育</p> <p>家庭的保育者（<u>市長が行う研修を修了した保育士</u>）</p>
<p>・乳幼児1～3人</p> <p>⇒ 家庭的保育者1人</p> <p>・乳幼児4～5人</p> <p>⇒ 家庭的保育者1人</p> <p>+家庭的保育補助者（市町村長が行う研修を修了した者であって家庭的保育者を補助するもの）1人</p>		<p>・<u>乳幼児1人</u></p> <p>⇒ <u>家庭的保育者1人</u></p> <p>・<u>乳幼児2～5人</u></p> <p>⇒ <u>家庭的保育者1人</u></p> <p>+<u>家庭的保育補助者（市長が行う研修を修了した者であって家庭的保育者を補助するもの）1人</u></p>
<p>【職員】</p> <p>○居宅訪問型保育</p> <p>家庭的保育者（市町村長が行う研修を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者）</p>	<p>○居宅訪問型保育</p> <p>家庭的保育者（<u>市長が行う研修を修了した保育士</u>）</p>	

【理由】質の高い保育の実施に配慮し、地域型保育事業における主たる保育従事者について保育士資格を有する者とした。また、家庭的保育において乳幼児が複数の場合は、複数の職員が保育にあたるほか、小規模B型の保育士割合を上乗せする。